

見附市告示第106号

見附市移住アンバサダー設置要綱を次のように定める。

令和7年5月29日

見附市長 稲田 亮

見附市移住アンバサダー設置要綱

(趣旨)

第1条 見附市（以下「市」という。）へ移住を検討している者及び市に興味がある者等に対し、まち全体で市の魅力を発信することで市への移住を促進するため、見附市移住アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を設置することに関し、必要な事項を定める。

(活動内容等)

第2条 アンバサダーは、次に掲げる活動のうちいずれか一以上を行うものとする。

- (1) 移住希望者等に対する情報発信
- (2) 移住者の定住・定着に向けた支援
- (3) 市や関係行政機関、他の民間組織等との情報交換
- (4) その他、市長が必要と認める活動

2 アンバサダーの活動に対する報酬は、支給しない。ただし、アンバサダーが前項各号に該当する活動を行う場合において、市長が必要と認める経費については、予算の範囲内で支給することができる。

(認定の申請)

第3条 アンバサダーの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、見附市移住アンバサダー認定申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(認定の基準)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合で、申請者が次の各号のいずれにも該当し、適切な情報発信及び相談対応等が行えると判断できる場合は、当該申請者をアンバサダーとして認定するものとする。

- (1) 対象者に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 市内に居住する個人

イ 市内に事業所を有する法人

ウ その他、市長が必要と認める団体

(2) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ その他、市長がアンバサダーとして不適当と認めた者でないこと。

2 市長は、当該申請者をアンバサダーとして認定した場合は、見附市移住アンバサダー認定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

（登録内容等の変更）

第5条 アンバサダーは、申請を行った登録内容に変更が生じた場合は速やかに登録内容変更届書（第3号様式）を市長へ提出するものとする。

（認定の取り消し）

第6条 市長は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

(1) 法令に違反したとき。

(2) 心身の故障のため、アンバサダーとしての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 自己の都合により、認定解除の申出をしたとき。

(4) アンバサダー活動に必要な適格性を欠くとき。

(5) アンバサダーとして、ふさわしくない非行があったとき。

(6) 虚偽の申請により、認定を受けたとき。

(7) 市外へ転出したとき。

2 市長は、前項の規定により認定の取消しを行う場合は、認定取消書（第4号様式）により当該アンバサダーに通知するものとする。

（情報提供）

第7条 市長は、アンバサダーが適正な情報発信及び相談対応が行えるよう、必要な限度で、支援情報等をアンバサダーへ提供するものとする。

（秘密の保持）

第8条 アンバサダーは、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、認定が取り消された後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

第1号様式

第1号様式（第2条関係）

（宛先）見附市長

申請年月日 年 月 日

見附市移住アンバサダー認定申請書

見附市移住アンバサダー認定に関する取扱要綱第2条の規定に基づき、見附市移住アンバサダー認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名又は法人名			年 月 日
(法人の場合) 担当者名		電話番号	
住所	〒		
メールアドレス			

2 申請者確認事項（該当する欄に○を付けてください）

見附市移住アンバサダー認定に関する取扱要綱第3条（2）に掲げる活動を行うことができる。	
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。	

3 これまでのまちの魅力発信に関する活動と今後の取組みについて（自由記述）

--

※添付書類

- ☐ ①写真付き身分証明書の写し
- ☐ ②証明写真(4×3)
- ☐ ③別紙1(誓約事項)、別紙2(個人情報取扱)
- ☐ ④その他業務に関し参考となる書類

第 1 号様式別紙 1

(第 1 号様式別紙 1)

見附市移住アンバサダー認定に関する誓約事項

1. 見附市への移住を促進させるため、適切な方法で移住検討者等へまちの魅力の情報発信と相談対応等を行います。
2. 見附市から、情報発信や相談方法等について指導を受けた場合はそれに従います。
3. 見附市から認定を取り消された場合には、異議申し立てを行いません。
4. 活動上知り得た秘密は、活動中及び認定取消後においても他に一切漏らしません。

第 1 号様式別紙 2

(第 1 号様式別紙 2)

見附市移住アンバサダー認定に係る個人情報の取扱い

見附市は、移住アンバサダー認定に際して得た当該アンバサダーの個人情報について、適切な情報発信及び相談対応等を行えるようにするため、移住事業に係る行政機関や他の民間組織へ提供し、又は利用する場合があります。

第 2 号様式

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

様

見附市長

見附市移住アンバサダー認定通知書

年 月 日付けの申請について、適切な情報発信及び相談対応等が行うことができると認められるため、見附市移住アンバサダー認定に関する取扱要綱第 3 条の規定に基づき、見附市移住アンバサダーとして認定します。

第 3 号様式

第 3 号様式（第 6 条関係）

登録内容変更届出書

年 月 日

見附市長 様

届出者住所
届出者氏名
届出者連絡先

見附市移住アンバサダー認定の登録内容に変更があったため、見附市移住アンバサダー認定に関する取扱要綱第 4 条に基づき届け出ます。

変更事項

第 4 号様式

第 4 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

様

見附市長

認定取消書

見附市移住アンバサダー認定に関する取扱要綱第 5 条の規定に基づき、認定を取り消します。

認定取消年月日	年 月 日
認定取消の理由	